

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

国の制度改正により、平成31年度（令和元年度）の介護保険料が変更となりましたのでお知らせします。



【平成31年度（令和元年度）から令和2年度の介護保険料】

介護保険料段階		保険料額（年額）	前年度の保険料額	
第1段階	住民税非課税世帯	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額＋合計所得額が 80万円以下の方	基準額×0.375 26,800円	28,600円
第2段階		課税年金収入額＋合計所得額が 80万円超120万円以下の方	基準額×0.575 41,100円	50,000円
第3段階		課税年金収入額＋合計所得額が 120万円超の方	基準額×0.725 51,800円	53,600円
第4段階	住民税課税世帯	本人非課税で課税年金収入額＋ 合計所得額が80万円以下の方	基準額×0.87 62,100円	変更なし
第5段階		第4段階以外の本人非課税の方	基準額 71,400円	
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.22 87,100円	
第7段階		合計所得金額が120万円以上 200万円未満の方	基準額×1.35 96,400円	
第8段階		合計所得金額が200万円以上 300万円未満の方	基準額×1.50 107,100円	
第9段階		合計所得金額が300万円以上 500万円未満の方	基準額×1.75 125,000円	
第10段階		合計所得金額が500万円以上 800万円未満の方	基準額×1.90 135,700円	
第11段階		合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.50 178,500円	

《介護保険はみんなで支えています》

介護保険の財源は、保険料と税でそれぞれ半分ずつ負担しています。このうち40～64歳の方（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が23%を負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

※元号は「令和」に改元されましたが、本年度の介護保険料決定通知書等には「平成31年度」と表記しておりますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 市高齢者福祉課 ☎ 31-0682